

上天草市新型コロナウイルス感染症対策雇用維持補助金のお知らせ

上天草市では、新型コロナウイルス感染症により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の雇用維持を図ることを目的に、補助金を交付しています。

対象者	上天草市に本店又は支店を有する雇用保険適用事業所の法人、上天草市に住所及び主たる事業所を有する雇用保険適用事業所の個人で、以下の項目をすべて満たす事業所が対象となります。 ●市税等の滞納がないこと。 ●国の雇用調整助成金等（※）の支給決定を受けていること。（※）雇用調整助成金等・・・雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金をいう。 ●反社会的勢力者との関わりがないこと。																					
補助金の額等	<p>国が認定をした基準賃金額より算出された休業手当の総額から雇用調整助成金等を差し引いた額に、以下の市補助率を乗じた額となります。ただし、補助金の額は1会計年度100万円を上限とし、国の日額上限を超える休業手当は補助の対象外となります。</p> <p>●国の助成分</p> <table border="1"> <tr> <td style="background-color: #90EE90;"> 令和3年5～11月休業分 上天草市内事業所（中小企業）に適用される雇用調整助成金の制度内容（基本） </td> <td> 令和3年4月までの休業分 上天草市内事業所（中小企業）に適用される雇用調整助成金の制度内容（基本） </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #90EE90;"> 解雇有 日額上限 <u>13,500円</u> 助成率 <u>4/5</u> </td> <td> 解雇有 日額上限 15,000円 助成率 4/5 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #90EE90;"> 解雇無 日額上限 <u>13,500円</u> 助成率 <u>9/10</u> </td> <td> 解雇無 日額上限 15,000円 助成率 10/10 </td> </tr> </table> <p>●市の補助分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>休業期間</th> <th>雇用調整助成等の区分</th> <th>補助率</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>令和2年1月24日から 令和3年11月30日まで</td> <td>解雇有</td> <td>1/2</td> <td>国の助成分を除いた事業者負担である1/5の1/2を補助します。</td> </tr> <tr> <td>令和2年1月24日から 令和2年3月31日まで 令和3年5月1日から 令和3年11月30日まで</td> <td>解雇無</td> <td>10/10</td> <td>国の助成分を除いた事業者負担である1/10の10/10を補助します。※令和2年4月から令和3年4月までの休業分については、国の助成率が10/10のため市の補助はありません。</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年5～11月休業分 上天草市内事業所（中小企業）に適用される雇用調整助成金の制度内容（基本）	令和3年4月までの休業分 上天草市内事業所（中小企業）に適用される雇用調整助成金の制度内容（基本）	解雇有 日額上限 <u>13,500円</u> 助成率 <u>4/5</u>	解雇有 日額上限 15,000円 助成率 4/5	解雇無 日額上限 <u>13,500円</u> 助成率 <u>9/10</u>	解雇無 日額上限 15,000円 助成率 10/10	区分	休業期間	雇用調整助成等の区分	補助率		中小企業	令和2年1月24日から 令和3年11月30日まで	解雇有	1/2	国の助成分を除いた事業者負担である1/5の1/2を補助します。	令和2年1月24日から 令和2年3月31日まで 令和3年5月1日から 令和3年11月30日まで	解雇無	10/10	国の助成分を除いた事業者負担である1/10の10/10を補助します。※令和2年4月から令和3年4月までの休業分については、国の助成率が10/10のため市の補助はありません。
令和3年5～11月休業分 上天草市内事業所（中小企業）に適用される雇用調整助成金の制度内容（基本）	令和3年4月までの休業分 上天草市内事業所（中小企業）に適用される雇用調整助成金の制度内容（基本）																					
解雇有 日額上限 <u>13,500円</u> 助成率 <u>4/5</u>	解雇有 日額上限 15,000円 助成率 4/5																					
解雇無 日額上限 <u>13,500円</u> 助成率 <u>9/10</u>	解雇無 日額上限 15,000円 助成率 10/10																					
区分	休業期間	雇用調整助成等の区分	補助率																			
中小企業	令和2年1月24日から 令和3年11月30日まで	解雇有	1/2	国の助成分を除いた事業者負担である1/5の1/2を補助します。																		
	令和2年1月24日から 令和2年3月31日まで 令和3年5月1日から 令和3年11月30日まで	解雇無	10/10	国の助成分を除いた事業者負担である1/10の10/10を補助します。※令和2年4月から令和3年4月までの休業分については、国の助成率が10/10のため市の補助はありません。																		
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ●上天草市新型コロナウイルス感染症対策雇用維持補助金交付申請書及び実績報告書(様式1) ●国の雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し ●国に提出した雇用調整助成金等に係る書類の写し ●登記事項証明書の写し（法人のみ） ●本人確認書類の写し（個人のみ） ●市税の未納がない証明及び上下水道使用料の未納がない証明書 ●上天草市暴力団排除条例に係る誓約書（様式2） ●その他必要と認める書類 																					
申請の流れ	<ol style="list-style-type: none"> ①必要な書類をそろえて、上天草市役所産業政策課にご提出ください。 ②書類を確認の後、交付要件に該当する場合は、交付決定通知書と請求書を送付します。 ③請求書に振込先口座等の必要事項を記入の上、提出いただいた後に補助金を口座振込します。 																					
申請受付時間	月曜日～金曜日（祝祭日は除く） 8時30分～17時15分																					
申請期限	●令和4年3月31日（木） 17時15分まで ※休業期間分まとめた申請も可能ですが、国の支給決定通知が下り次第、早めの申請をお願いいたします。																					
備考	●申請書類等の様式は、上天草市ホームページからダウンロードできます。																					

（お問合せ先）

上天草市経済振興部産業政策課 商工振興係（上天草市大矢野町上1514番地） 0964-26-5531